

平成30年第4回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成30年4月18日

開会

- 日程第1 平成30年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第3号 特定地域型保育事業者の公表について
- 日程第4 報告第4号 瑞穂市体育協会補助金交付要綱の制定について
- 日程第5 承認第4号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分について
- 日程第6 議案第20号 瑞穂市教育委員会表彰規則の制定について
- 日程第7 議案第21号 平成30年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について
- 日程第8 議案第22号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について
- 日程第9 議案第23号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について
- 日程第10 議案第24号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について
- 日程第11 議案第25号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について
- 日程第12 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 教育長の報告
- 日程第14 その他 教育次長
教育総務課長
学校教育課長
幼児支援課長
生涯学習課長
次回教育委員会会議の開催について
平成30年 月 日 () 午 時 分から

閉会

報告第3号

特定地域型保育事業者の公表について

特定地域型保育事業者の公表について別紙のとおり瑞穂市教育委員会定例会に報告する。

平成30年4月18日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第53条の規定により、特定地域型保育事業者を公表するため、瑞穂市教育委員会告示を行ったもの。

瑞穂市教育委員会告示第7号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第53条の規定により、
特定地域型保育事業者を次のとおり公表する。

平成30年4月11日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

事業所の名称	地域型保育 事業の種類	事業所の所在地	特定地域型保育 事業者の名称	確認をした 年月日
ニチイキッズ 瑞穂保育園	小規模保 育事業	瑞穂市本田 1060番地1	株式会社 ニチイ学館	平成30年 3月28日

(株) ニチイ学館の小規模保育事業 (ニチイキッズ瑞穂保育園) について

- (1) 施設名 ニチイキッズ瑞穂保育園
- (2) 運営主体 株式会社 ニチイ学館
- (3) 事業類型 小規模保育園A型
 小規模保育事業とは、新制度による市町村の認可により、0～2歳児の少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行うもの。A型は保育従事者のすべてが保育士の有資格者。
- (4) 定員等 定員19人（0歳児：6人、1歳児：6人、2歳児：7人）
 ※平成30年4月1日現在利用者数 11人（1歳児：7人、2歳児：4人）
- (5) 実施場所 瑞穂市本田1060番地1
 旧コンビニ店舗（賃貸）を改修し、保育室とする。
- (6) 開所時間 平日8：00～19：30（土曜8：00～18：30）
 ※本田小学校の通学時間（7：30）と重なるため、開園時間を8：00としている。
- (7) 給食状況 自園調理
- (8) 職員状況 保育士9人、調理人3人（うち1人は栄養士） ※非常勤含む
- (9) 施設設備 敷地 878.97㎡（265.88坪） 園舎 146.25㎡（44.24坪）
 乳児室 27.03㎡ 保育室・ほふく室 43.73㎡ 調理室／事務室
- (10) 連携施設 本田第2保育所



子ども・子育て支援制度における地域型保育事業の「認可」・「確認」制度について

子ども・子育て支援制度では、市町村が「地域型保育給付（小規模保育等）」の対象となることを希望する施設事業者に対して①児童福祉法等による「認可」と②子ども・子育て支援法による「確認」をする必要がある。

- ①「認可」 人員配置や面積など施設・事業に必要な基準を満たしているか。
 ※児童福祉法第34条の15第3項の規定
 瑞穂市では、「瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」により、市内で地域型保育事業を実施する際の認可基準としている。
- ②「確認」 会計処理や情報公開などの運営基準を満たし、給付対象施設・事業者としての確か。
 ※子ども・子育て支援法第43条の規定
 瑞穂市では、「瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」により、市内居住の子どもが地域型保育施設（市外の施設も含む）を利用する際の運営基準（確認）としている。

【認可・確認の権限】

施設・事業の類型		①認可の権限	②確認の権限	備考
教育・保育施設	認定こども園	岐阜県	瑞穂市	清流みずほ認定こども園
	幼稚園			
	保育園			
地域型保育事業	小規模保育	施設所在地の市町村		まめっこ保育園 ※ニチイキッズ瑞穂保育園
	家庭的保育			
	事業者内保育			
	居宅訪問型保育			

【法令】

子ども・子育て支援法

第五十三条 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定地域型保育事業者の名称、当該特定地域型保育事業所の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一 第二十九条第一項の確認をしたとき。

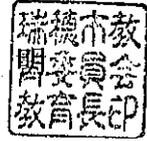
二～三（略）

瑞穂市教育委員会告示第7号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第53条の規定により、
特定地域型保育事業者を次のとおり公表する。

平成30年4月11日

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博



事業所の名称	地域型保育事業の種類	事業所の所在地	特定地域型保育事業者の名称	確認をした年月日
ニチイキッズ 瑞穂保育園	小規模保育事業	瑞穂市本田 1060番地1	株式会社 ニチイ学館	平成30年 3月28日

報告第4号

瑞穂市体育協会補助金交付要綱を制定する告示について

瑞穂市体育協会補助金交付要綱を制定する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会定例会に報告する。

平成30年4月18日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市体育協会への補助金交付に係り、必要な事項を定めるため制定するもの。

瑞穂市告示第57号

瑞穂市体育協会補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

瑞穂市長 棚 橋 敏 明

瑞穂市体育協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱（平成22年瑞穂市告示第144号。以下「要綱」という。）別表に規定する瑞穂市体育協会補助金について、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) スポーツに関する各種体育大会の開催、参加等に関する事業
- (2) スポーツ・レクリエーションの普及、振興及び奨励に関する事業
- (3) 県及び地区体育協会の構成員として行う事業
- (4) 加盟団体等を育成する事業
- (5) スポーツ指導者の育成及び資質向上に関する事業
- (6) スポーツ・レクリエーションに関する調査研究及び広報活動事業
- (7) 瑞穂市体育協会（以下「体育協会」という。）を運営する事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 前項の規定に関わらず、次に掲げるものは補助事業の対象としない。

- (1) 営利を目的とし、公益性を欠くもの
- (2) 事業の効果が特定の者のみに帰属するもの
- (3) 政治上の主義を主張し、支持し、又はこれに反することを目的とするもの
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化若しくは育成することを目的とするもの
- (5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業及び体育協会事務局運営に要する経費のうち市長が必要と認め

るものとする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる経費については、補助対象経費としない。

- (1) 食事代、弁当代、懇親会費その他の飲食費（会議等の湯茶、講師弁当は除く。）
- (2) 交際費及び慶弔費
- (3) 慰労的な目的で行われる研修費
- (4) 体育協会が支払った事を明確にすることのできない経費
- (5) 補助対象事業に直接関係のない経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が社会通念上適切でないと認める経費（交付申請の添付書類）

第4条 要綱第3条に規定する所定の添付書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類（交付に関する条件）

第5条 瑞穂市補助金交付規則（平成15年瑞穂市規則第36号。以下「規則」という。）第6条に定めるもののほか、市長は、補助金の交付の決定を行う際に、必要な条件を付することができる。

2 前項の規定により必要な条件を付した場合において、市長は当該条件を体育協会へ通知するものとする。

3 前項の通知は、規則第7条の規定を準用する。

（下部団体への再補助）

第6条 体育協会へ交付する補助金には、下部団体である瑞穂市スポーツ少年団及び瑞穂市レクリエーション協会（以下「スポーツ少年団等」という。）の補助対象経費を含むものとする。

2 前項に規定するスポーツ少年団等の補助対象経費については、スポーツ少年団等の補助対象事業の実施状況により体育協会が再補助として支払うものとする。

3 前項の規定によりスポーツ少年団等へ再補助として支払われた補助金は、

スポーツ少年団等の別会計で処理し、収支を明らかにしなくてはならない。

(下部団体の提出書類)

第7条 体育協会は、要綱第3条の規定による補助金の交付申請の際に、スポーツ少年団等に係る次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

2 体育協会は、要綱第5条の規定による補助事業の実施報告の際に、スポーツ少年団等に係る次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(補助金の清算)

第8条 市長は、要綱第5条の規定により提出された補助事業実施報告書を審査し、体育協会にこの告示による補助対象事業への補助金の額を超える補助金が既に交付されている場合は、期間を定めてその返還を命じるものとする。

2 前項の場合において、スポーツ少年団等の補助対象経費分を含むものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示は、平成30年度に係る補助金の申請、交付その他の手続から適用し、平成29年度以前に係る補助金の申請、交付その他の手続については、なお、従前の例による。

瑞穂市告示第57号

瑞穂市体育協会補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

瑞穂市長 棚橋 敏 明



承認第4号

瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分について

瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、瑞穂市スポーツ推進委員に別紙名簿の者を委嘱したので、同条第2項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。

平成30年4月18日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博 明

提案理由

スポーツ基本法（平成23年法律78号）第32条第1項の規定により、瑞穂市スポーツ推進委員を委嘱するもの。

平成30・31年度 瑞穂市スポーツ推進委員名簿

	氏名	性別	住所	校区	任期	平成29年度迄の年数	備考
1	堤 卓雄	男		生津	H30. 4. 1～H32. 3. 31	36年	
2	広瀬 真弓	女		穂積	H30. 4. 1～H32. 3. 31	27年	
3	清水 澄子	女		本田	H30. 4. 1～H32. 3. 31	22年	
4	松尾 康史	男		牛牧	H30. 4. 1～H32. 3. 31	20年	
5	大友みゆき	女		巢南	H30. 4. 1～H32. 3. 31	18年	
6	宮川ひづる	女		生津	H30. 4. 1～H32. 3. 31	14年	
7	深水 絹子	女		生津	H30. 4. 1～H32. 3. 31	14年	
8	妻島はつ美	女		牛牧	H30. 4. 1～H32. 3. 31	12年	
9	今井 里絵	女		穂積	H30. 4. 1～H32. 3. 31	11年	
10	三木 利信	男		巢南	H30. 4. 1～H32. 3. 31	10年	
11	伊藤せつよ	女		巢南	H30. 4. 1～H32. 3. 31	10年	
12	廣瀬 兼展	男		本田	H30. 4. 1～H32. 3. 31	6年	
13	岡田 保彦	男		巢南	H30. 4. 1～H32. 3. 31	4年	
14	林 昌宏	男		巢南	H30. 4. 1～H32. 3. 31	4年	
15	吉田 厚司	男		巢南	H30. 4. 1～H32. 3. 31	4年	
16	中村 博巳	男		穂積	H30. 4. 1～H32. 3. 31	2年	
17	岩田 肇	男		巢南	H30. 4. 1～H32. 3. 31	2年	
18	大滝 篤	男		巢南	H30. 4. 1～H32. 3. 31	2年	
19	後藤 美保子	女		本田	H30. 4. 1～H32. 3. 31	2年	
20	関谷 行正	男		本田	H30. 4. 1～H32. 3. 31	0年	
21	溝川 哲哉	男		牛牧	H30. 4. 1～H32. 3. 31	0年	
22	三角 由加	女		生津	H30. 4. 1～H32. 3. 31	0年	
23	小森 勝	男		巢南	H30. 4. 1～H32. 3. 31	0年	
24	佐々木 淳子	女		巢南	H30. 4. 1～H32. 3. 31	0年	

議案第20号

瑞穂市教育委員会表彰規則の制定について

瑞穂市教育委員会表彰規則（案）を別紙のとおり提出する。

平成30年4月18日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市の教育、学術、芸術、体育その他文化の振興発展に貢献したものを表彰し、今後の一層の活躍を奨励するため規則の制定を行うもの。

瑞穂市教育委員会表彰規則をここに公布する。

平成30年3月23日

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市教育委員会規則第●●号

瑞穂市教育委員会表彰規則

(目的)

第1条 この規則は、瑞穂市の教育、学術、芸術、体育その他文化の振興発展に貢献したものを表彰し、今後の一層の活躍を奨励することを目的とする。

(児童及び生徒の表彰)

第2条 本市に在住し、又は在学する児童又は生徒で、次の各号のいずれかに該当するときは、これを表彰する。

- (1) 有益な調査研究、発明発見又は工夫考案をしたもの
- (2) 児童若しくは生徒の名誉を高め、又は他の模範とするに足る行為のあったもの
- (3) 前2号に定めるもののほか、表彰に値すると認める成績又は行為のあったもの

(学校及び団体の表彰)

第3条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他、の教育機関及び学術文化団体、社会教育団体その他の団体並びに個人であつて、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰する。

- (1) 学校教育、社会教育又は保健体育の振興発展に貢献して、その功績顕著なもの
- (2) 社会事業に尽力し功労あるもの
- (3) 前2号に定めるもののほか、美事善行あるものその他表彰に値すると認める業績又は行為のあったもの

(被表彰者の推薦)

第4条 被表彰者の推薦は、原則として校長又は教育委員会事務局の主務課長の推薦により行う。

2 被表彰者を推薦しようとする者は、被表彰者推薦調書（様式第1号）に身元調書（様式第2号）を添えて教育委員会に提出するものとする。

3 被表彰者を推薦した者は、前項に規定する被表彰者推薦調書及び身元調書の記載に異動が生じたときは、速やかに教育委員会に報告するものとする。

(表彰の決定)

第5条 教育委員会は、前条に規定する被表彰者推薦調書を受理したときは、

表彰の要否を決定するものとする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状を授与し、又は感謝状を贈呈して行う。

2 前項の表彰にあたっては、金品を付与することができる。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、毎年行う。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

(表彰前の死亡)

第8条 表彰を受ける者が前条に規定する表彰の日前に死亡したときは、死亡の直前にさかのぼって表彰し、表彰物件は遺族に授与する。

(公表)

第9条 教育委員会は、表彰を受けたものの氏名又は名称を公表するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第2号(第4条関係)

身 元 調 書				
ふりがな	団体の場合は団体名及び代表者名		生年月日 又は 設立年月日	年 月 日
氏 名				
現住所又は所在地				
職業又は業種				
履歴の概要				
賞罰（年月日）				
上記のとおり相違ありません。				
年 月 日				
推薦者 氏 名 ㊟				

- 注 1 職業は、勤務の内容等についても記載してください。
- 2 履歴の概要については、学歴、職歴等を記載してください。
- 3 対象が団体の場合には、履歴の概要及び賞罰については、記載を要しません。

瑞穂市教育委員会表彰規則をここに公布する。

平成30年4月18日

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市教育委員会規則第6号

議案第 21 号

平成 30 年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について
岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 30 年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について議決を求めらる。

平成 30 年 4 月 18 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）及び教科用図書採択地区の設定（昭和 43 年岐阜県教育委員会告示第 4 号）に基づき、瑞穂市教育委員会の議決を求めらるもの。

平成30年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について
岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約第2条第1項第4号の規定に基づ
き、平成30年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会を設置する。

岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会と称する。

(協議会を設ける市町の教育委員会)

第2条 本協議会は次に掲げる市町の教育委員会（以下「関係市町教育委員会」という。）が、これを設ける。

- (1) 羽島市教育委員会
- (2) 各務原市教育委員会
- (3) 山県市教育委員会
- (4) 瑞穂市教育委員会
- (5) 本巣市教育委員会
- (6) 羽島郡二町教育委員会
- (7) 北方町教育委員会

(目的)

第3条 本協議会は、関係市町教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うことを目的とする。

第4条 関係市町教育委員会は、本協議会の結果を尊重するものとする。

(委員)

第5条 本協議会は、次に掲げる者の中から市町教育委員会の推薦を受け選出した25名の委員をもって構成する。ただし次の(1)に掲げる関係市町教育委員会とは、採択地区内での全市町の教育委員会をさす。また、教育長又は教育委員は必ず含むものとする。

- (1) 関係市町教育委員会の教育長及び教育委員
- (2) 関係市町教育委員会事務局に勤務する職員で、学校教育に専門的知識を有する職員
- (3) 採択地区内の小・中学校及び義務教育学校の校長及び教員
- (4) 採択地区内の学識経験者及び保護者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有するものは、委員となることができない。

3 委員は非常勤とし、任期はその年度の教科用図書採択期間とする。

4 採択替えがない年度については、第1項(1)に掲げる委員をもって本協議会を構成することも可とする。

(会長等)

第6条 本協議会には、会長及び副会長をおく。

2 会長及び副会長は委員のうちから互選する。

(会務)

第7条 会長は、本協議会の会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 本協議会の庶務は、本協議会で定める所において処理する。

(招集)

第9条 本協議会は、会長がこれを招集する。ただし第1回の本協議会は、前年度事務局が置かれた教育委員会教育長がこれを招集する。

(会議)

第10条 本協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 採択についての協議が調わない場合においては、会長の要請に基づき、再度協議会を開くことができる。

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書の選定は、第12条第4項の報告及び岐阜県教育委員会が作成した調査研究資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(研究員)

第12条 第3条の目的を達するため、本協議会には必要に応じて研究員をおく。

2 研究員は、学校教育に関して豊かな経験を有する者のうちから会長が委嘱する。

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、研究員とな

ることができない。

- 4 研究員は、発行者から送付される全種類の教科用図書を調査研究し、採択に必要な資料を作成するとともに、調査結果を協議会に報告する。

(出席要求)

- 第13条 会長は、調査研究・協議の会議を開催するに当たって、教育事務所に勤務する職員の出席を求めることができる。

(経費)

- 第14条 本協議会に要する経費は、採択地区内の市町が分担するものとする。

(その他)

- 第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会にはかかって定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により教育長が在職する間の第5条の規定の適用については、同条中「教育委員」とあるのは「教育委員長」とする。

(様式1)

文書番号

平成30年 月 日

羽島市教育委員会教育長 様

教育委員会名

印

平成30年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置についての議決書

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」(昭和38年12月21日法律第182号)及び「教科用図書採択地区の設定」(昭和43年4月26日岐阜県教育委員会告示第4号)に基づき、岐阜地区採択協議会を設置することを、平成30年 月 日議決しました。

議案第 22 号

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について
瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則案を別紙のと
おり提出する。

平成 30 年 4 月 18 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 12 号）の
施行に伴い、一部階層の利用者負担額を変更するため、瑞穂市教育委員会規則
の改正を行うもの。

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月●日

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市教育委員会規則第●号

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年瑞穂市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「6, 600」を「4, 700」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年瑞穂市教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正後（案）			現行		
別表第1（第18条関係）			別表第1（第18条関係）		
各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 （月額）	各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 （月額）
階層区分	定義	教育標準時間認定(K)	階層区分	定義	教育標準時間認定(K)
1	被保護者等世帯	円 0	1	被保護者等世帯	円 0
2	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯（要支援者等）	0	2	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯（要支援者等）	0
	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯	1,200		市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯	1,200
3	市町村民税所得割合算額（要支援者等） 77,100円以下	1,200	3	市町村民税所得割合算額（要支援者等） 77,100円以下	1,200
	市町村民税所得割合算額 77,100円以下	<u>4,700</u>		市町村民税所得割合算額 77,100円以下	<u>6,600</u>
4	市町村民税所得割合算額 77,101円以上211,200円以下	9,500	4	市町村民税所得割合算額 77,101円以上211,200円以下	9,500
5	市町村民税所得割合算額 211,201円以上	12,500	5	市町村民税所得割合算額 211,201円以上	12,500
備考 (1)～(9)略			備考 (1)～(9)略		

瑞穂市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則について

1 平成 30 年度における幼児教育の段階的無償化事業の内容

1号認定（教育認定）子どもについて、年収約360万円未満相当世帯（3-2階層）の第1子及び第2子の保育料の軽減

- ・国基準利用者負担額 第3階層 14,100円 → 10,100円
 - ・瑞穂市利用者負担額 3-2階層 6,600円 → 4,700円
- ➡ 国基準の約47%

2 平成 30 年度の教育認定利用者負担額一覧表

教育認定（1号こども）・・・ほづみ幼稚園、清流みずほ認定こども園等

状況	支給認定保護者の属する世帯の階層		利用者負担額（月額）			多子軽減対象者
	階層区分	市町村民税所得割合算額	第1子	第2子	第3子	
生保等	1	被保護者等世帯	0円			年齢上限なし
要支援	2-1	非課税、均等割のみ	0円			
	3-1	0円～77,100円	1,200	0	0	
一般	2-2	非課税、均等割のみ	1,200	0	0	
	3-2	0円～77,100円	6,600 →4,700	3,300 →2,350	0	
一般・要支援	4G	77,101円～96,999円	9,500	4,750	0	満18歳まで
	4	97,000円～211,200円	9,500	4,750	0	小学校3年生まで
	5	211,201円～	12,500	6,250	0	

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月18日

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市教育委員会規則第7号

議案第 23 号

瑞穂市社会教育推進員の委嘱について

瑞穂市社会教育推進員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 30 年 4 月 18 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市社会教育推進員設置要項（平成 15 年瑞穂市教育委員会告示第 3 号）第 3 条の規定により、瑞穂市社会教育推進員を委嘱するもの。

瑞穂市社会教育推進員

校区	自治会名	氏名	住所	任期
穂積	花塚東町	小川 浩司		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	井場	広瀬 泰寛		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	桜町1丁目西	杉原 春子		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	桜町1丁目東	大平 竜夫		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	別府北町	広瀬 益美		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	別府南町	廣瀬 賢二		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	西畑	松野 英世		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	上穂積	江崎 康芳		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	村中	西田 広		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	庄屋敷	杉山 豊		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	新町	明野 貴幸		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	下穂積	松野 芳廣		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	セザール穂積	鵜木 勝		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	柳一色	名和 純		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	県警アパート	霜出 祥史		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	雇用促進住宅	田島 剛		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	旭化成社宅	林 雅弘		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	別府公社住宅	中村 あゆみ		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
テラスノバ穂積	河合 保明		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	
本田	小橋	日比野 育子		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	向島	伊藤 昭夫		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	松原	井上 智子		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	西町	馬淵 美穂		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	仲町	役 美由紀		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	東町	山岡 亜衣子		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	大門	井上 真治		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	仲東	柳原 佳世子		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	仁井	青木 健太郎		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	本田団地1	村居 逸巳		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	本田団地2	山本 健二		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	本田団地3	廣瀬 貴久		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	本田団地4	岩永 浩一		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	本田団地5	小林 貴之		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	本田緑町	山本 伸		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	西只越	加藤 雄基		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	テラスノバ只越	横山 岳人		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	桜町2丁目	林 央		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
牛牧	十九条中	今尾 憲俊		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	野田新田1	熊木 智子		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	野田新田2	市川 晃		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	野田新田3	郷原 れい子		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
生津	西川原	植田 貴夫		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	座倉	郷 貴裕		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日

校区	自治会名	氏名	住所	任期
西	座倉	堀田 秀貴		平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日
	居倉	福富 孝		平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日
	西宿舎	佐々木 昇		平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日
	西宿舎	高橋 久満		平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日
	田之上	玉井 芳彦		平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日
	新月	奥山 友博		平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日
	新月	高田 誠		平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日
	上唐栗	岩田 孝治		平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日
	上唐栗	林 慎一郎		平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日
	宮田	北倉 利治		平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日
中	重里	長松 正幸		平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日
	重里	江尾 義博		平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日
	美江寺	林 一夫		平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日
	美江寺	寺澤 保人		平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日
	十七条	樋口 一美		平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日
	十七条	杉原 利治		平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日
南	古橋北	嶋崎 旬子		平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日
	古橋北	福野 光敏		平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日
	古橋南新町・若宮	加藤 伸次郎		平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日
	横屋	伊藤 あけみ		平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日
	横屋	森 智加臣		平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日
	呂久	大曾根 洋二		平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日

議案第24号

瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成30年4月18日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博 明

提案理由

委員が欠けたため、瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）第4条第2項の規定により、瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員を委嘱するもの。

瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員

氏名	所属	年数	任期	備考
藤田 佳正	瑞穂市PTA連合会	新	H30.4.1～H30.10.31	
大野 雅義	南小学校	新	H30.4.1～H30.10.31	
細野 あかり	保育所保護者会	新	H30.4.1～H30.10.31	
南 みずほ	南小学校	新	H30.4.1～H30.10.31	

議案第 25 号

瑞穂市社会教育委員の委嘱について

瑞穂市社会教育委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 30 年 4 月 18 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市社会教育委員条例（平成 15 年瑞穂市条例第 59 号）第 2 条の規定により、瑞穂市社会教育委員を委嘱するもの。

瑞穂市社会教育委員

氏名	住所	年数	任期	備考
藤田 佳正		新	H30.4.1～H31.3.31	

意見聴取

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成30年4月18日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

平成30年第2回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

議案第●●号

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

平成30年6月●日提出

瑞穂市長 棚 橋 敏 明

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第●●号）の施行に伴い、放課後児童支援員の基礎資格等の基準を拡大するため、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞穂市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

（4）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

（10）5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞穂市条例第23号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（職員）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） <u>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>（5）～（9） 略</p> <p>（10） <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が 相当と認めたもの</u></p> <p>4・5 略</p>	<p>（職員）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>（5）～（9） 略</p> <p>4・5 略</p>

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1. 改正の概要

当条例については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」に従い、又は参酌し、定めたものであるが、この基準が改正された（平成30年4月1日施行）ことから、当条例についても所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

①放課後児童支援員の基礎資格の新設（市条例第10条第3項第10号関係）

地方分権改革に関する提案募集により提案があった内容を受け、高校を卒業していない者も放課後児童支援員となることができるよう放課後児童支援員の基礎資格が拡大された。

これにより高校を卒業していない者でも、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めるものについては放課後児童支援員となることができる。

②「教諭となる資格を有する者」の明確化（市条例第10条第3項第4号関係）

現在の教員免許制度では、免許の更新制が導入されているため、教員免許取得後一定期間を経過した者は、更新講習を受講しなければ、教諭となることができないとされているところだが、放課後児童支援員の基礎資格としては、教員免許を取得した者であれば、更新講習を受講していなくても資格を満たすものとして取り扱う運用をしていることから、規定を改めて明確化する（実質的内容の変更はなし）。